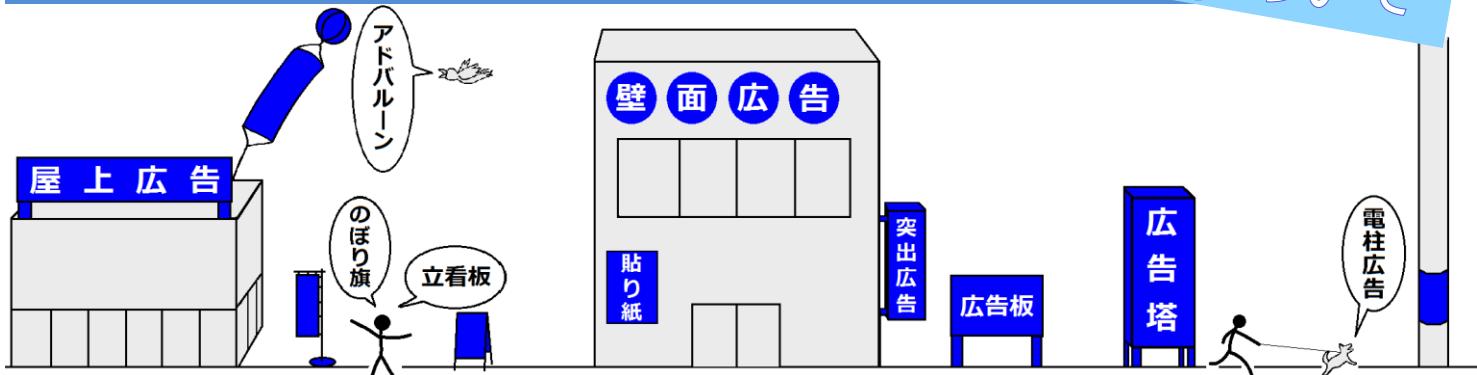


屋外広告物を出すときに 気をつけてほしいこと

三重県 屋外広告物条例 について



「三重県屋外広告物条例」をご存じですか？

- ◆上の図にあるようなものは、すべて屋外広告物に該当します。まちの活性化や情報の伝達のために欠かせないものですが、適正に表示しないと景観を阻害したり危険な事故を生じさせるおそれがあります。
- ◆三重県では「三重県屋外広告物条例」により、屋外広告物の設置のルールを定めています。条例では、屋外広告物の設置に許可が必要であることや、設置場所・大きさ等の基準が定められています。
- ◆条例では、「広告主の責務」についても定められています。屋外広告物が原因で事故が発生した場合には広告主が管理上の責任を問われる可能性もありますので、屋外広告物の設置・管理には十分注意してください。

屋外広告物条例のルールを確認してみましょう！

屋外広告物の設置には、原則許可が必要です

自らの店舗・営業所の敷地内に店名等を表示する場合でも、1方向あたり 10 m^2 を超える場合は許可が必要です。

許可は県の建設事務所(津市、松阪市、鈴鹿市、大紀町は各市町)で行っています。県内には屋外広告物を設置できない「禁止地域」もあるので、建設事務所等でご確認ください。

また、県内で屋外広告業を営むには知事による登録が必要です。屋外広告物の設置を依頼する時は登録を受けた業者に依頼してください。

設置後も適正に管理をおこなってください

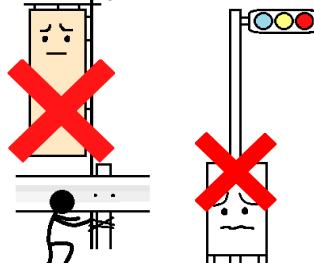
許可が必要な屋外広告物については、必ず管理者をおく必要があります。

落下や倒壊等の危険な事故を引き起こしたり汚れて見栄えが悪くなったりしないように設置後の管理が必要です。

また、屋外広告物の許可期間を超えて表示し続ける場合には、必ず許可の更新を行ってください。

これらの「禁止物件」には

屋外広告物をつけてはいけません



- ガードレール
- 信号機
- 街路樹
- 道路標識
- カーブミラー
- etc...

詳しくは裏面以降をご覧ください。

1 屋外広告物とはどのようなものですか？

条例では、次の4つの要件をすべて満たすものを屋外広告物として定義しています。

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
 - ② 屋外で表示されるもの
 - ③ 公衆に表示されるもの
 - ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの
- ※ 営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これらの4つの要件をすべて満たしているものであれば、その表示する内容がどのようなものであっても屋外広告物となります。

屋外広告物は、大きく分けて3つの種類があります。

- ① 自己の営業のため、自己の店舗や工場、作業場に表示する広告物（自家用広告物）
- ② 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要により表示する広告物（管理広告）
- ③ ①②以外の屋外広告物 例えは、道路や鉄道付近の他人の土地に表示する広告物（一般広告物）

2 屋外広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）

条例では、良好な景観を形成し、風致を維持するために、屋外広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）を定めています。

禁止地域にあっては原則として、屋外広告物を表示することができません。

ただし、表示できる場合もあります。→ (Q&A) Q2、Q3、Q6 参照

（禁止地域の例）

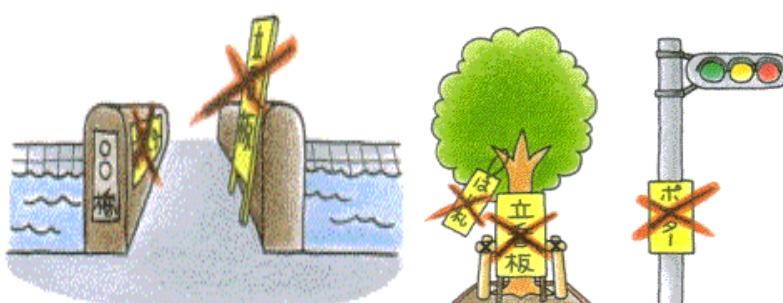
- 第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域及び風致地区
- 高速道路・自動車専用道路とその両側500m以内の区域、道路・鉄道のうち知事が指定する区間及びその両側100m以内の区域 など



3 屋外広告物を表示してはいけない物件（禁止物件）

条例では、良好な景観を形成し、また公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物を表示してはいけない物件（禁止物件）を定めています。

禁止物件には屋外広告物を表示することはできません。



（禁止物件の例）

- 橋りょう、歩道橋、街路樹、信号機、道路標識、ガードレール、知事が指定する道路区間上にある電柱、街灯柱等
- 消火栓、火災報知器、郵便ポスト、電話ボックス、送電塔 など

4 表示してはいけない屋外広告物（禁止広告物）

条例では、良好な景観を形成し、また公衆に対する危害を防止するために、次のような屋外広告物は表示を禁止することを定めています。

（禁止広告物の例）

- 著しく汚染し、たる色し、又は塗料のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽化したもの
- 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの

5 設置後も適切な管理が必要

許可が必要な屋外広告物については、必ず管理者を置く必要があります。上述のとおり、落下や倒壊などの危険な事故を引き起こしたり、見栄えが悪くなったりしたものは禁止広告物となりますので、設置後の適切な管理が必要です。

また、屋外広告物の許可期間を超えて表示し続ける場合には、必ず許可の更新を行ってください。

6 よくある質問（Q & A）

Q1 屋外広告物の設置を業者に依頼する場合に、注意することはありますか？

A1 三重県内で屋外広告業を営む者は、知事の登録を受ける必要がありますので、業者を選ぶ場合は登録の確認をお願いします。登録業者については、三重県県土整備部景観まちづくり課のホームページから確認することができます。（アドレスは裏面参照）

Q2 自分の店の敷地内に屋外広告物を出したいのですが、許可は必要ですか？ また、禁止地域にも表示できますか？

A2 このような屋外広告物を自家用広告物といいます。自分の敷地内に自己の店舗名や事業所名を表示する場合、表示面積の合計が 10 m²までであれば許可は不要です。
また、禁止地域にも同様に表示できますが、ネオンサインを用いる場合は面積にかかわらず許可が必要な場合がありますので、詳しくは担当窓口（裏面）へお問い合わせください。

Q3 自分の所有する敷地に「○×不動産管理地」や「立入禁止」という看板を出す場合に、注意することはありますか？

A3 このような屋外広告物を管理広告といいます。表示面積の合計が 3 m²までであれば、地域を問わずに許可なく表示することができます。ただし、表示内容は管理上必要な文言に限ります。

Q4 一般広告物を表示する場合に、注意することはありますか？

A4 禁止地域には表示できませんので、表示する場所が許可地域であることを担当窓口で確認のうえ、許可申請をお願いします。
また、適切な管理をしていただき、表示の必要がなくなったら、撤去をお願いします。

Q5 のぼり旗を表示する場合に、注意することはありますか？

A5 ガードレールなどの禁止物件には表示しないようお願いします。
のぼり旗を取り付ける際には取り付ける場所の管理者または所有者の承諾を得て、その敷地外出ないようにお願いします。また、大きさは 1 本あたり 2 m²以内でお願いします。

Q6 自家用広告物や管理広告の他に、許可地域・禁止地域でも許可なく表示できる屋外広告物について教えてください。

- A6**
- ① 他の法令により表示する屋外広告物
 - ② 冠婚葬祭または祭礼等のため一時的に表示する屋外広告物
 - ③ 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する屋外広告物
 - ④ 国または地方公共団体が公共的目的をもって表示する屋外広告物
- これらは代表例です。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

Q7 屋外広告物の大きさや高さの基準はありますか？

- A7** 屋外広告物の大きさや高さの基準は、屋外広告物の種類や表示する地域によって異なります。例えば、許可地域においては、広告板は1面につき35m²以下、かつ、高さは10m以下という基準があります。この他、壁面広告や屋上広告、サイン・ポール、広告塔など、屋外広告物の種類に応じて許可基準を定めています。
- 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

7 担当窓口

屋外広告物に関することで、ご不明な点などがありましたら、お気軽に次の担当窓口へ、お問い合わせください。

地域等	担当窓口	電話番号	住所
桑名市・いなべ市 桑名郡・員弁郡	三重県 桑名建設事務所	0594-24-3662	〒511-8567桑名市中央町5-71
四日市市・三重郡	三重県 四日市建設事務所	059-352-0667	〒510-8511四日市市新正4-21-5
鈴鹿市	鈴鹿市 都市整備部都市計画課	059-382-9063	〒513-8701鈴鹿市神戸1-18-18
亀山市	三重県 鈴鹿建設事務所	059-382-8683	〒513-0809鈴鹿市西条5-117
津市	津市 都市計画部都市政策課	059-229-3290	〒514-8611津市西丸之内23-1
松阪市	松阪市 建設部都市計画課	0598-53-4199	〒515-8515松阪市殿町1340-1
多気郡	三重県 松阪建設事務所	0598-50-0586	〒515-0011松阪市高町138
伊勢市・度会郡 ※大紀町を除く	三重県 伊勢建設事務所	0596-27-5202	〒516-8566伊勢市勢田町628-2
度会郡大紀町	大紀町 建設課	0598-86-2247	〒519-2703度会郡大紀町滝原1610-1
鳥羽市・志摩市	三重県 志摩建設事務所	0599-43-9627	〒517-0501志摩市阿児町鵜方3098-9
名張市・伊賀市	三重県 伊賀建設事務所	0595-24-8208	〒518-8533伊賀市四十九町2802
尾鷲市・北牟婁郡	三重県 尾鷲建設事務所	0597-23-3527	〒519-3695尾鷲市坂場西町1-1
熊野市・南牟婁郡	三重県 熊野建設事務所	0597-89-6141	〒519-4393熊野市井戸町371

条例の内容や申請の様式など、詳しくは県のホームページからダウンロードができます。

<http://www.pref.mie.lg.jp/keimachi/hp/>

三重の良好な景観を守るためにみなさまのご協力をお願いいたします。

三重県 県土整備部景観まちづくり課 〒514-8570 津市広明町13

Tel 059-224-2748 FAX 059-224-3270 E-mail keimachi@pref.mie.jp